



三重県公報

令和6年1月19日 (金)

第 482 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
1	県土整備部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則	(都 市 政 策 課)	2
告 示			
27	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
28	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	2
29	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	4
30	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	5
31	同件	(同)	6
32	同件	(同)	7
33	同件	(同)	8
34	同件	(同)	9
35	同件	(同)	10
36	同件	(同)	11
37	同件	(同)	12
38	同件	(同)	13
39	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	13
40	同件	(同)	14
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	15
	同件	(同)	15
	同件	(同)	15
	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	(農 地 調 整 課)	15
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行った旨	(獣 害 対 策 課)	16
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	17
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	17
	同件	(同)	17
	都市計画の変更案の縦覧	(都 市 政 策 課)	17
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(出 納 局)	18
	同件	(同)	21
	同件	(警 察 本 部)	24
	同件	(同)	27

規 則

県土整備部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布します。

令和六年一月十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第一号

県土整備部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

県土整備部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和四年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details the amendment to Article 1 of the Ordinance regarding identification certificates for staff during entry inspections.

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第27号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和6年1月19日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成14年8月15日 第16号
2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

Table with 3 columns: 名称 (Name), 代表者の氏名 (Representative Name), 主たる事務所の所在地 (Main Office Location). Entry: みえなか農業協同組合, 代表理事組合長 山本 清巳, 三重県松阪市豊原町 1043 番地の 1

3 変更内容

農産物検査員の抹消

Table with 3 columns: 氏名 (Name), 農産物の種類 (Type of Agricultural Product), 証明書番号 (Certificate Number). Lists names like 田川 治 and 野田 壮一郎 with their respective product types and certificate numbers.

三重県告示第28号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

第 3

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
度会郡南伊勢町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。）

第 4

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市・名張市（以上 2 市について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
名張市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、伊賀市役所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。）

第 5

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 29 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 通知することができない者の氏名
稲垣 吉永
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市馬田字登龍 1327 の 2、字湯賀野 1398 の 5
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

宮本 寛

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市馬田字湯賀野 1390 の 2、1432 の 11

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第3

1 通知することができない者の氏名

森田 末吉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市馬田字湯賀野 1391 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 30 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン Bブロック
津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆

- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号	高家 正行
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	坂下 和志
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目 30 番 16 号	町野 雅俊

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号	高家 正行
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	舟橋 浩司
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目 30 番 16 号	町野 雅俊

- 3 変更年月日
令和 5 年 4 月 1 日
- 4 変更理由
小売業者の代表者の変更があったため
- 5 届出の日
令和 5 年 11 月 9 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 1 月 19 日から同年 5 年 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 31 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン Cブロック
津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆

- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社スギホールディングス	愛知県大府市横根町新江 62 番地 1	杉浦 克典
株式会社マスタ	松阪市湊町 117 番地の 1	世古 俊子
コネクシオ株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号	直田 宏

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典
株式会社マスタ	松阪市湊町 117 番地の 1	世古 俊子
コネクシオ株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号	目時 利一郎

- 3 変更年月日
令和 5 年 4 月 1 日
- 4 変更理由
小売業者の名称、住所及び代表者の変更があったため
- 5 届出の日
令和 5 年 11 月 9 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 1 月 19 日から同年 5 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 32 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファミタウン四日市上海老ショッピングセンター
四日市市上海老字東大沢 1585 番 146 ほか 36 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
 (変更前) (仮称) ファミタウン四日市上海老ショッピングセンター
 (変更後) ファミタウン四日市上海老ショッピングセンター
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号	石田 卓巳
株式会社エコーブ近畿	大阪府高槻市番田一丁目 51 番 1 号	正村 栄邦
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号	石田 卓巳
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田一丁目 51 番 1 号	高木 克己
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

- 3 変更年月日
 - 2(1) 令和 5 年 6 月 20 日
 - 2(2) 令和 5 年 8 月 1 日
- 4 変更理由
 - 2(1) 店舗名称が決定したため
 - 2(2) 小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
 - 令和 5 年 11 月 9 日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 令和 6 年 1 月 19 日から同年 5 月 20 日まで
 - 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 33 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - サンファール
 - 桑名市桑栄町 1-1 ほか
- 2 変更事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市二本木町二ツ池 30 番地 10	杉浦 広一
水野 裕子	桑名市堤原 16 番地	水野 裕子
有限会社お花ちゃん生花店	桑名市南寺町 16 番地	水谷 幸夫
水谷 文俊	桑名市福島 969 番地 71 スペリア桑名 1-504	水谷 文俊
株式会社総本家具新新七商店	桑名市大字江場字貝戸 538 番地の 1	伊藤 新滋
株式会社ローソン	大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号	新浪 剛史
有限会社クリミアハーソ	いなべ市員弁町松ノ木 1990-2	若松 芳弘
水谷 誠	桑名市東汰上 419-2	水谷 誠
石川 道司	桑名市有楽町 63	石川 道司
コカ・コーラセントラルジャパン株式会社	愛知県名古屋市中区砂田橋四丁目 1 番 47 号	有馬 正博

株式会社モードショップワタナベ	桑名市大字桑名 476 番地 57	渡辺 慶三
合資会社マルゼン青果間屋	桑名市南魚町 91	大角 義光
株式会社總本家貝新	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷 新左衛門
マース株式会社	桑名市新矢田一丁目 120 番地の 3	増田 澄子

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マース株式会社	桑名市桑栄町 1-1	増田 二郎
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	竹増 貞信
株式会社モードショップワタナベ	桑名市大字桑名 476 番地 57	渡辺 慶三
株式会社ティーネットジャパン	桑名市桑栄町 1-1	石川 浩哉
株式会社エムズファクトリー	桑名市桑栄町 1-2	水野 貴紀
株式会社さきもの処染重	四日市市三ツ谷東町 1-12	中澤 孝広
松阪 八重子	いなべ市大安町中央が丘 3-2969-99	松阪 八重子

3 変更年月日

令和 6 年 1 月 9 日

4 変更理由

小売業者の変更のため

5 届出の日

令和 5 年 12 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 1 月 19 日から同年 5 月 20 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 34 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桑名サンシパーク（Bゾーン）

桑名市大字大仲新田字屋敷 152 番地 ほか 53 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柳井 正
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	大村 浩一

株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町三丁目1番13号	山本 太郎
R E X T株式会社	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	塩田 徹

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地1	柳井 正
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 浩一
株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町三丁目1番13号	山本 太郎
R E X T株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	塩田 徹

- 3 変更年月日
令和5年1月16日
- 4 変更理由
小売業者の住所変更のため
- 5 届出の日
令和5年11月9日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年1月19日から同年5月20日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第35号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年1月19日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ鈴鹿Aゾーン
鈴鹿市住吉町字谷口8922 ほか10筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番1	作道 政昭
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	塚本 厚志
株式会社あかのれん	愛知県名古屋南区明治一丁目4番21号	伊藤 享司
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
ガットリベロ株式会社	滋賀県栗東市織2丁目4-5 ウイングプラザ2F	荒木 伸也

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番1	作道 政昭

株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号	塚本 厚志
株式会社あかのれん	愛知県名古屋市中区内田橋一丁目 3 番 19 号	伊藤 瑛祐
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
ガットリベロ株式会社	滋賀県栗東市糺 2 丁目 4-5 ウイングプラザ 2F	荒木 伸也

- 3 変更年月日
令和 5 年 4 月 1 日
- 4 変更理由
小売業者の住所及び代表者の変更のため
- 5 届出の日
令和 5 年 11 月 9 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 1 月 19 日から同年 5 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 36 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ鈴鹿Bゾーン
鈴鹿市住吉町字谷口 8946 ほか 9 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
REXT株式会社	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	塩田 徹
株式会社カルチュア・コンビニエンス・クラブ	東京都渋谷区南平台 16 番 17 号	増田 宗昭

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
REXT株式会社	東京都新宿区西新宿 8 丁目 17 番 1 号	塩田 徹

- 3 変更年月日
令和 5 年 2 月 9 日
- 4 変更理由
小売業者の住所変更及び撤退のため
- 5 届出の日
令和 5 年 11 月 9 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年1月19日から同年5月20日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第37号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年1月19日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ北勢店

いなべ市北勢町阿下喜 3325 番地 1 ほか5筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	西喜多 浩

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	西喜多 浩

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	作道 政昭
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地	杉浦 克典
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町18番22号	亀井 崇雄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	作道 政昭
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地	杉浦 克典
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町18番22号	加藤 和裕

3 変更年月日

令和5年10月1日

4 変更理由

2(1) 設置者の名称変更があったため

2(2) 小売業者の代表者の氏名に誤りがあったため

5 届出の日

令和5年11月10日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年1月19日から同年5月20日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第38号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年1月19日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブライトガーデン明和
多気郡明和町大字中村字宇路津 1266-1 ほか13筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番4	杉浦 克典
株式会社日本オブティカル	愛知県名古屋市区則武新町二丁目22番7号	前田 貴志
兼松コミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	菊池 孝
多気郡農業協同組合	多気郡明和町大字斎宮 1831 番地の 21	西井 正

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番4	杉浦 克典
株式会社日本オブティカル	愛知県名古屋市区則武新町二丁目22番7号	前田 貴志
兼松コミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	伊藤 秀孝
多気郡農業協同組合	多気郡明和町大字斎宮 1831 番地の 21	西井 正

3 変更年月日

令和5年4月1日

4 変更理由

小売業者の代表者変更のため

5 届出の日

令和5年11月9日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年1月19日から同年5月20日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第39号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年1月19日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鈴鹿玉垣ショッピングセンター・ヤマダ電機テックランド鈴鹿店
鈴鹿市北玉垣町字中野 801 番地 ほか 61 筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
 - (1) 騒音の発生に係る事項
 - ア 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）に係る特定施設又は指定施設を設置する場合、事業場から発生する全ての騒音に対して、敷地境界における規制基準を遵守するよう対策を講ずること。
 - イ 荷さばき作業は、三重県生活環境の保全に関する条例第 53 条に基づく荷役作業に該当するため、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 39 号）第 59 条に基づき、敷地境界における規制基準を遵守すること。
 - ウ 施設管理者が屋外において又は屋内から屋外に向けて、商業宣伝を目的として拡声器を使用する場合、三重県生活環境の保全に関する条例第 54 条第 3 項に基づく拡声器の使用に該当するため、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 62 条に定める事項を遵守すること。
 - エ 近隣より、事業場から発生する騒音に対して苦情が発生した時には、誠意を持って対応すること。
 - (2) 廃棄物に係る事項
ごみの減量化や資源化の取組を積極的に推進し、事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物など）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
 - (3) その他の事項
駐車場管理者は、三重県生活環境の保全に関する条例第 15 条に基づき、駐車場利用者に対して、駐車時には原動機を停止すべきことを看板、放送、書面等により周知すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 1 月 19 日から同年 2 月 19 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 40 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により多気町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ラ・ムー多気店
多気郡多気町相可 900 番 1 ほか
- 2 多気町から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
駐車場出入口、歩行者等出入口について、事故等が起こらないよう十分注意喚起を行うこと。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
自動車の騒音、排気ガス等について、近隣住民に迷惑がかからないよう十分注意喚起を行うこと。
 - (3) 廃棄物に係る事項
なし
 - (4) その他の事項
なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 1 月 19 日から同年 2 月 19 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
桑名市
- 2 調査を行った期間
平成 29 年 7 月から令和 5 年 3 月まで
- 3 成果の名称
桑名市（福岡町③地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
桑名市福岡町地内
- 5 認証年月日
令和 5 年 12 月 22 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
大台町
- 2 調査を行った期間
平成 24 年 1 月から平成 27 年 3 月まで
- 3 成果の名称
大台町（本郷地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
大台町大字栃原地内
- 5 認証年月日
令和 5 年 12 月 22 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
玉城町
- 2 調査を行った期間
平成 28 年 8 月から平成 30 年 3 月まで
- 3 成果の名称
玉城町（田丸・佐田・下田辺・妙法寺地区②-1）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
玉城町大字妙法寺地内他
- 5 認証年月日
令和 5 年 12 月 22 日

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 1 項の規定により、公益財団法人三重県農林水産支援センターか

ら農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請がありましたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告します。

令和6年1月19日

三重県知事 一見勝之

1 申請に係る農地の所在等

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
松阪市高町字高寄 1184 番地 1	田	375
〃 〃 〃 1184 番地 2	田	119
〃 〃 〃 1185 番地 1	田	481
〃 〃 〃 1186 番地 1	田	443
〃 〃 〃 1186 番地 2	田	175

2 申請に係る農地の利用の現況

現在、対象農地については、所有者不明農地に対する利用権設定手続きにより、中間管理事業にて担い手が耕作している。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人三重県農林水産支援センターから借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及び支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円)	支払の方法
令和6年4月25日	5か年	95,580円	農地を利用する権利の始期までに津地方法務局松阪支局に補償金を供託する。

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年2月5日

(2) 提出先

三重県松阪農林事務所農政室地域農政課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行いましたので、同条第2項で準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年1月19日

三重県知事 一見勝之

1 変更認定年月日

令和5年12月13日

2 変更内容

捕獲従事者の変更

事業管理責任者の変更

3 変更の認定に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等

(1) 名称

一般社団法人 三重県猟友会

(2) 住所

三重県津市桜橋1丁目104番地

(3) 代表者の氏名

中垣 和穂

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
令和 6 年 1 月 4 日から同年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
鳥羽市桃取町及び志摩市大王町波切

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 12 月 25 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域
桑名市の一部、いなべ市の一部及び員弁郡東員町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 12 月 21 日に終了した旨、津市長から通知がありました。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
津市白山町佐田

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和 6 年 1 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画道路
3・4・2号大垣桑名線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び桑名市都市整備部都市整備課
- 4 縦覧期間
令和 6 年 1 月 19 日から同年 2 月 2 日まで

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年1月19日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に伴うクライアント関連機器賃貸借及び保守業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和12年3月29日（金）まで
賃貸借期間
令和7年1月1日（水）から令和11年12月31日（月）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
仕様書に記載のとおり

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年2月7日（水）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

- (4) 費用見積もり記入シート(資料1 別紙4)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務課総務班 担当 野添
電話 059-224-2771 ファクシミリ 059-224-2784
- (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務課財務電算班 担当 多賀、岡田
電話 059-224-2763 ファクシミリ 059-224-2784
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から令和6年3月1日(金)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年2月16日(金)17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年2月16日(金)17時までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年3月1日(金)14時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和6年3月1日(金)14時
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県出納局出納総務課総務班
案件名 三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に伴うクライアント関連機器賃貸及び保守業務
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和6年3月1日(金)14時30分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務課総務班
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154

号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Maintenance and Leasing of Laptop Equipment Related to the Planned Renewal of the Financial Accounting and Budget System

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, March 1, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Friday, March 1, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Friday, March 1, 2024.

- (4) Managing Authority:
General Affairs Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2771 (Japanese only)

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年1月19日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に伴うプリンタ機器賃貸借及び保守業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和12年3月29日（金）まで
賃貸借期間
令和7年1月1日（水）から令和11年12月31日（月）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
仕様書に記載のとおり

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年2月7日（水）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6

月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

- (4) 費用見積もり記入シート(資料1 別紙4)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務課総務班 担当 野添
電話 059-224-2771 ファクシミリ 059-224-2784
- (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務課財務電算班 担当 多賀、岡田
電話 059-224-2763 ファクシミリ 059-224-2784
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から令和6年3月1日(金)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年2月16日(金)17時まで本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年2月16日(金)17時まで通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年3月1日(金)15時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和6年3月1日(金)15時
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県出納局出納総務課総務班
案件名 三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に伴うプリンタ機器賃貸借及び保守業務
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和6年3月1日(金)15時30分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務課総務班
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154

号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Maintenance and Leasing of Printer Equipment Related to the Planned Renewal of the Financial Accounting and Budget System

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, March 1, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Friday, March 1, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Friday, March 1, 2024.

- (4) Managing Authority:
General Affairs Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2771 (Japanese only)

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年1月19日

三重県警察本部長 難波正樹

1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品及び数量
三重県警察情報システム基幹・本部ネットワークに係る再構築、機器賃貸借及び運用保守 1式
- (2) 契約の特質等
賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 契約期間等
- ア 契約期間
契約締結日から令和13年1月31日（金）まで
- イ 再構築委託期間
契約締結日から令和7年1月31日（金）まで
- ウ 賃貸借期間
令和7年2月1日（土）から令和13年1月31日（金）まで
- エ 運用保守期間
令和7年2月1日（土）から令和13年1月31日（金）まで
- オ 運用開始日
令和7年2月1日（土）
- (4) 履行場所（納入場所）
三重県警察本部外

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、4(2)の機器等リスト（別紙様式1）及び4(3)機能確認書（別紙様式2）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書、(2)に掲げる機器等リスト及び(3)に掲げる機能確認書を令和6年2月5日(月)17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)(最終版)、(3)(最終版)、(4)及び(5)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書(第1号様式)
- (2) 機器等リスト(別紙様式1)

提出された機器等リストに基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札参加資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器(機種数制限なし。)について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器確認に2~4週間を要する見込みです。

- (3) 機能確認書(別紙様式2)
- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 中村
電話 059-222-0110(内線)2261 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和6年3月6日(水)まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年2月28日(水)17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年2月28日(水)17時までに通知書を発送します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年3月6日(水)14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年3月6日(水)14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 三重県警察情報システム基幹・本部ネットワークに係る再構築、機器賃貸借及び運用保守入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年3月6日(水)14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

また、予算の関係上、入札価格の構成比率を概ね以下のとおりとします。

委託料(再構築費) 24%

使用料及び賃借料(72月間の機器賃貸借費、保守費) 76%

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総

務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Mie Pref. Police Headquarters Information Systems relating to network maintenance, equipment rental and systems management

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Wednesday, March 6, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Wednesday, March 6, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Wednesday, March 6, 2024.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2261)

FAX:059-226-9917

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年1月19日

三重県警察本部長 難波正樹

1 入札に付する事項

(1) 案件名

三重県警察WANシステムに係るデータ回線契約

(2) 契約の特質等

本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和13年1月31日（金）まで

イ 回線開通工事期限

令和6年12月13日（金）

ウ 接続試験期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月31日（金）まで

エ 運用保守期間

令和7年2月1日（土）から令和13年1月31日（金）まで

(4) 履行場所（納入場所）

三重県警察本部外

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる

者でないこと。

ウ 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、4(4)の機器等リスト（別紙様式 1）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条に定める総務大臣の登録を受けている事業者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書及び(4)に掲げる機器等リストを令和 6 年 2 月 5 日（月）17 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)、(4)（最終版）及び(5)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 機器等リスト（別紙様式 1）

提出された機器等リストに基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札参加資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器確認に 2～4 週間を要する見込みです。

(5) 2(2)エに関する登録を受けている事業者であることが分かる書類の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 中村

電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年3月6日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年2月28日（水）17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年2月28日（水）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年3月6日（水）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年3月6日（水）15時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 三重県警察WANシステムに係るデータ回線契約入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年3月6日（水）15時10分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:

Data communication contracts of Mie Pref. Police Headquarters WAN system

- (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, March 6, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Wednesday, March 6, 2024.

- (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Wednesday, March 6, 2024.

- (4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2261)

FAX:059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
